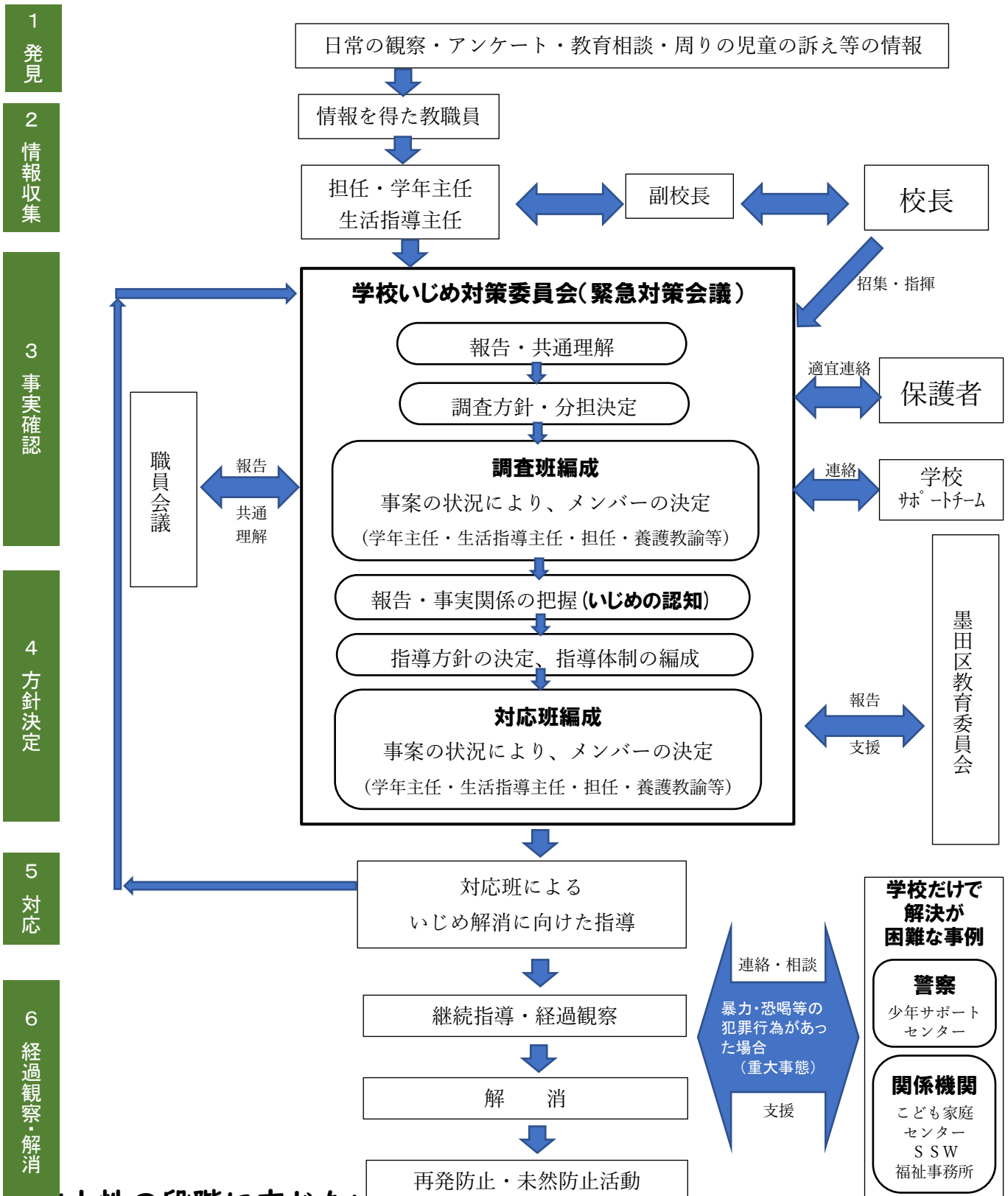


# いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

墨田区立言問小学校

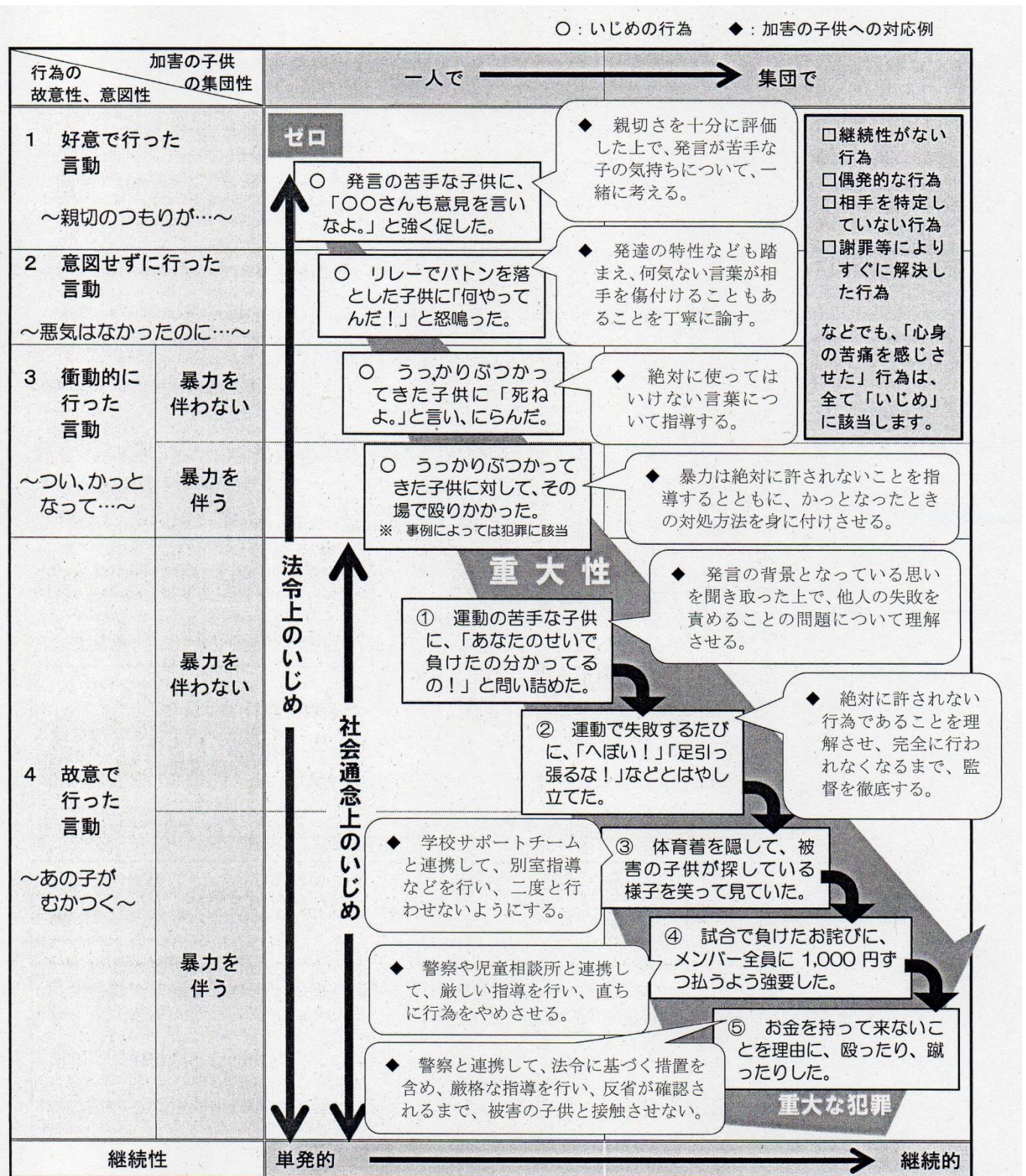
いじめが発生したと判断したとき、特定の教職員だけで抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。校長が学校いじめ対策委員会（緊急対策会議）を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。



●重大性の段階に応じたいじめの類型（例）

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。  
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。